

組合公報

平成28年2月26日

富山市下野995番地の3

富山県市町村職員共済組合

電話076(431)8031

目次

公告第 9号	平成27年度第2次変更事業計画及び予算について	2
公告第10号	富山県市町村職員共済組合定款の一部変更等について	3
公告第11号	平成28年度事業計画及び予算について	10

○ 公告第 9号

平成27年度第2次変更事業計画及び予算について

富山県市町村職員共済組合の平成27年度第2次変更事業計画及び予算については、平成28年2月23日開催の第150回組合会において原案のとおり議決されたので、富山県市町村職員共済組合定款第46条の規定に基づき、その要旨を別冊*のとおり公告する。

平成28年2月26日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高橋正樹

* 別冊については、本組合事務局において閲覧に供しています。

○ 公告第10号

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更等について

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更等については、平成28年2月23日開催の第150回組合会において原案のとおり議決されたので、地方公務員等共済組合法第5条第9項の規定に基づき、別紙のとおり公告する。

平成28年2月26日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高橋正樹

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更等について

第1条 富山県市町村職員共済組合定款（昭和37年定款第1号）の一部を次のように変更する。

第43条第1項の表中「1,000分の1.92」を「1,000分の2.09」に改める。

第45条中「平成27年度」を「平成28年度」に、「2,030円」を「2,035円」に改める。

別表中「新川地域介護保険組合」を「新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合」に改める。

第2条 富山県市町村職員共済組合定款の一部変更（平成27年定款第3号）の一部を次のように変更する。

附則に次の1項を加える。

5 前項の場合において、平成27年10月1日前に退職した任意継続組合員の平成28年4月分以後の任意継続掛金に係る変更前の第43条の2の規定の適用については、「施行令第48条第3項各号」とあるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号）第172条第3項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成27年政令第346号）第1条の規定による改正前の施行令第48条第3項各号」と、「1,000分の102.2」とあるのは「1,000分の81.76」と、「1,000分の13.2」とあるのは「1,000分の10.56」とする。

附 則

- 1 この変更は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第43条第1項の規定は、平成28年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更 新旧対照表 【第1条関係】

(傍線部分は、変更を示す)

変更前						変更後						備考	
第1条～第42条 (略)						第1条～第42条 (略)							
(掛金及び負担金の額)						(掛金及び負担金の額)							
第43条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。						第43条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。							
組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合		標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合				組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合		標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合			
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業		短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業
	短期分	介護分		短期分	介護分			短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	1,000分	介護休業手当金の給付割合が標準報酬額の40%から67%へ引き上げられることから、75歳以上の長期組合員等の育児・介護休業手当金に係る掛金・負担金率を引き上げるもの。(+0.17)	
市町村長組合員	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の		
特定消防組合員	40.88	5.28	1.7	40.88	5.28	1.7	40.88	5.28	1.7	40.88	5.28	1.7	
長期組合員	1,000分	の	—	1,000分	の	—	1,000分	の	—	1,000分	の	—	
市町村長長期組合員	1.92	—	—	1.92	—	—	2.09	—	—	2.09	—	—	
2 (略)						2 (略)							
第43条の2～第44条 (略)						第43条の2～第44条 (略)							
(資金の繰入れ)						(資金の繰入れ)							
第45条 平成27年度における地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)第7条第1項の規定により定款で定める金額は、2,030円とする。						第45条 平成28年度における地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)第7条第1項の規定により定款で定める金額は、2,035円とする。						平成28年度における短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たりの事務費単価を変更するもの。(前年度比+5円)	

変更前	変更後	備考
<p>第 46 条～第 50 条（略）</p> <p>(別表)</p> <p>富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢 部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町、 高岡市上下水道局、新川広域圏事務組合、下山用水組合、富山県市 町村総合事務組合、砺波地方衛生施設組合、砺波広域圏事務組合、 富山地区広域圏事務組合、中新川広域行政事務組合、高岡地区広域 圏事務組合、富山県市町村会館管理組合、砺波地方介護保険組合、 <u>新川地域介護保険組合</u>、砺波地域消防組合、 富山県東部消防組合、新川地域消防組合</p>	<p>第 46 条～第 50 条（略）</p> <p>(別表)</p> <p>富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢 部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町、 高岡市上下水道局、新川広域圏事務組合、下山用水組合、富山県市 町村総合事務組合、砺波地方衛生施設組合、砺波広域圏事務組合、 富山地区広域圏事務組合、中新川広域行政事務組合、高岡地区広域 圏事務組合、富山県市町村会館管理組合、砺波地方介護保険組合、 <u>新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合</u>、砺波地域消防組合、 富山県東部消防組合、新川地域消防組合</p>	<p>当組合を構成する一部事 務組合に事業移管に伴う名 称変更があったため、別表を 変更するもの。</p>

富山県市町村職員共済組合定款の一部変更の一部変更 新旧対照表 【第2条関係】

(傍線部分は、変更を示す)

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>附 則</p> <p>1 この変更は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>2 変更後の第 43 条第 1 項の規定は、平成 27 年 10 月分以降の掛金及び負担金について適用し、同年 9 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。</p> <p>3 変更後の第 43 条の 2 の規定は、平成 27 年 10 月 1 日以後に退職した任意継続組合員について適用する。</p> <p>4 変更後の第 43 条の 3 の規定は、平成 27 年 10 月 1 日以後に退職した任意継続組合員について適用し、同日前に退職した任意継続組合員については、なお従前の例による。</p> <p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p>1 この変更は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>2 変更後の第 43 条第 1 項の規定は、平成 27 年 10 月分以降の掛金及び負担金について適用し、同年 9 月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。</p> <p>3 変更後の第 43 条の 2 の規定は、平成 27 年 10 月 1 日以後に退職した任意継続組合員について適用する。</p> <p>4 変更後の第 43 条の 3 の規定は、平成 27 年 10 月 1 日以後に退職した任意継続組合員について適用し、同日前に退職した任意継続組合員については、なお従前の例による。</p> <p>5 <u>前項の場合において、平成 27 年 10 月 1 日前に退職した任意継続組合員の平成 28 年 4 月分以後の任意継続掛金に係る変更前の第 43 条の 2 の規定の適用については、「施行令第 48 条第 3 項各号」とあるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成 27 年政令第 347 号）第 172 条第 3 項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成 27 年政令第 346 号）第 1 条の規定による改正前の施行令第 48 条第 3 項各号」と、「1,000 分の 102.2」とあるのは「1,000 分の 81.76」と、「1,000 分の 13.2」とあるのは「1,000 分の 10.56」とする。</u></p>	<p>任意継続組合員の掛金算定については、平成 27 年 10 月 1 日以降に退職したものについては、『退職時の標準報酬』又は『1 月 1 日現在における組合員の標準報酬の平均額』のいずれか少ない額に掛金率を乗じて計算する。</p> <p>しかし、標準報酬制移行前の平成 27 年 9 月 30 日までに退職した者に係る平成 28 年 4 月分以降の掛金については『退職時の給料の額』から『退職時の給料の額 × 1.25』を基に計算する経過措置が政令等で設けられているため、その読み替え規定を整備するもの。</p>

理由書

本年 8 月から介護休業手当金の支給割合が引き上げられることに伴い長期組合員等の育児・介護休業手当金に関する掛金・負担金率を引き上げる必要があること。

また、本組合の業務經理における短期給付事業費用を賄うため、平成 28 年度の短期經理から業務經理へ繰り入れる組合員一人当たり事務費単価を引き上げる必要があること。

一部事務組合の名称変更に伴い組合員の範囲を定める別表を変更する必要があること。

標準報酬制移行前の平成 27 年 9 月 30 日までに退職し、本組合の任意継続組合員となった者の平成 28 年 4 月分以降の掛金算定について、掛け金率の読み替え規定を整備する必要があること。

以上の理由から定款の一部を変更するもの。

定款の一部を変更する定款要綱

参考

項目	説明
1 変更の目的	<p>(1) 介護休業手当金（一日につき標準報酬日額の40%を支給、支給期間は3か月以内）について、休業開始前の標準報酬日額に対する給付割合が67%に引き上げられることに伴い、長期組合員及び市町村長長期組合員における育児・介護休業手当金に係る掛金・負担金率を引き上げるもの。</p> <p>(2) 本組合の業務経理における短期給付事業費用を賄うため、平成28年度の短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たり事務費単価を引き上げるもの。</p> <p>(3) 一部事務組合の名称変更に伴い、組合員の範囲を定める別表の変更を行うもの。</p> <p>(4) 標準報酬制移行前の平成27年9月30日までに退職し、本組合の任意継続組合員となっている者の平成28年4月以降の掛金算定に用いる掛金率の読み替え規定を整備するもの。</p>
2 内容	<p>(1) 長期組合員等（後期高齢者医療制度の被保険者である組合員）に対する育児・介護休業手当金に係る掛金・負担金率の引上げ （定款43条関係） 【現行】掛金率・負担金率ともに1.92% → 【変更後】2.09% (+0.17)</p> <p>(2) 平成28年度における短期経理から業務経理へ繰り入れる事務費単価の引上げ （定款第45条関係） 本組合が、地方公務員等共済組合法施行規程第7条第1項の規定により定款で定めることとされている短期経理から業務経理へ繰り入れる組合員一人当たり事務費単価を次のとおり引き上げるもの。 【現行】2,030円 → 【変更後】2,035円 (+5円)</p> <p>(3) 一部事務組合の名称変更に伴う別表の変更 （定款別表関係） 本組合を構成する一部事務組合が、事業の移管に伴い平成28年4月1日付で名称を変更するため、別表を改めるもの。 【現行】新川地域介護保険組合 → 【変更後】新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合</p> <p>(4) 平成27年9月30日までに退職した者の任意継続掛金率の読み替え規定の整備 （平成27年定款第3号附則5項） ① 短期任意継続掛金【現行】102.2% → 【変更後】81.76% ② 介護任意継続掛金【現行】13.2% → 【変更後】10.56% * 平成27年度までは、「退職時の給料額」に掛金率を乗じて任意継続掛金を計算していたが、標準報酬制への移行により平成28年4月分からは「退職時の給料月額×1.25」を基に計算することとなるため、現行の掛金率を1.25で除した率に読み替える規定を整備するもの。</p>
3 施行期日	平成28年4月1日

○ 公告第11号

平成28年度事業計画及び予算について

富山県市町村職員共済組合の平成28年度事業計画及び予算については、平成28年2月23日開催の第150回組合会において原案のとおり議決されたので、富山県市町村職員共済組合定款第46条の規定に基づき、その要旨を別冊*のとおり公告する。

平成28年2月26日

富山県市町村職員共済組合

理事長 高橋正樹

* 別冊については、本組合事務局において閲覧に供しています。